

令和2年度 第3回三和区地域協議会次第

日時：令和2年6月11日（木）
午後6時30分から
場所：三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- ・公立保育園の民間移管について

資料No.1

4 議 題

- (1) 令和2年度地域活動支援事業の審査

資料No.4

- (2) その他

- ・三和区地域協議会会議運営に関する内規等について
- ・地域の課題について
- ・三和米と酒の謎蔵地下の物品確認について

資料No.2

資料No.3

5 そ の 他

6 閉 会

公立保育園の民間移管について（報告）

1 民間移管の概要

市では、「上越市保育園の再配置等に係る計画（第3期：令和元年度～令和4年度）」に基づき、令和4年4月の公立保育園4園の民間移管に向けて準備を進めています。

今回の民間移管では、既存の公立保育園の運営主体を市から民間法人に移し、移管後は認可私立保育園として運営します。なお、公立と同じく児童福祉法等の関係法令を遵守するほか、原則として現在公立保育園が行っている保育内容や年間行事を引き継ぐこととしています。

2 民間移管の目的

- (1) 民間事業者の力を活用することで、多様化する保育ニーズに迅速・的確に対応し、より柔軟かつ多様なサービスの提供を図ります。
- (2) 保育について保護者の選択の幅を広げます。また、それぞれの保育園が選ばれる保育園を目指す活動を進め、市全体の保育サービスの向上を図ります。

※民間移管により生み出された経費を、他の子育て支援等に充てることが可能となります。

3 移管園と移管先事業者

園名	移管先事業者名	定員	入園児童数
つちはし保育園	社会福祉法人 みんなでいきる	200	195
春日保育園	社会福祉法人 上越妙高福祉会	236	214
なおえつ保育園	株式会社 リボーン	200	191
さんわ保育園	社会福祉法人 上越あたご福祉会	200	148

（定員及び入園児童数は令和2年4月1日時点）

4 これまでの状況と今後の予定

年度	月	内容
令和元年度	4月	① 民間法人等に対する公立保育園の民間移管に関する意向調査
	7月～	② 民間移管対象園の決定、公表、保護者・関係者等への説明 ③ 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の設置
	12月	④ 移管先事業者の公募開始
	3月	⑤ 選定委員会による審査、選定 ⑥ 移管先事業者の決定、公表
令和2年度	通年	① 関係者調整会議の設置、開催（民間移管後も継続開催） ② 移管先事業者との引継に向けた協議（～令和3年度） ③ 民間移管対象園の保護者・関係者等への説明（～令和3年度）
令和3年度	通年	① 移管先事業者との合同・引継保育の実施（1年間）
令和4年度	4月	① 民間移管（令和4年4月1日）
	12月	② 民間移管後のアンケート調査の実施（令和5年度に2回目）

三和区地域協議会会議運営に関する内規

この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定などにより、三和区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。

（自主的審議事項）

- 1 条例第7条第1項に規定する地域協議会が必要と認める事項については、同条同項各号に規定する範囲において、次のとおり取扱うものとする。
 - （1）自主的に審議したい事項のある委員は、別紙1に準じた書面により、会議開催日の7日前までに会長に届出るものとする。
 - （2）会長は(1)の届出があった場合は、会議に諮り地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項とするかどうかを決定する。
 - （3）(2)の決定にあたっては、条例第8条第3項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会議の招集請求に必要な委員数）

- 2 条例第8条第1項第2号の規定による会議の召集は、4人以上の委員から書面により会議に付すべき事項を示して請求があった場合とする。

（会議の開催日時）

- 3 会議の開催日時は、概ね午後6時30分からとし、協議内容を考慮したうえで、その都度地域協議会で決定する。ただし、協議に時間を要すると見込まれる場合、緊急の場合は会長判断（一任）とする。

（会議の席順）

- 4 会議の席順は、別紙2の席順を標準とする。

（傍聴人の定員）

- 5 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第9条第2項に規定する傍聴人の定員は、5人とする。

（会議録）

- 6 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項に規定する会議録の確認は1名とし、会議ごとに会長を除き、副会長を最初に、以降、席順による輪番とする。

（地域協議会だより）

- 7 地域協議会だよりの編集方法は、別紙3のとおりとする。

（諮問案件における書面審議の取扱い）

- 8 諮問案件における書面審議の取扱いについては、別紙4のとおりとする。

(各種委員会等への委員推薦)

- 9 各種委員会等から委員推薦について文書で依頼があった場合は、地域協議会で審議し決定する。

(その他)

- 10 その他地域協議会の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。
この内規は、令和2年5月15日から施行する。

三和区地域協議会自主的審議に係る提案書

三和区地域協議会
会 長 様

提案者名 ()

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	について
提案理由 (概要)	

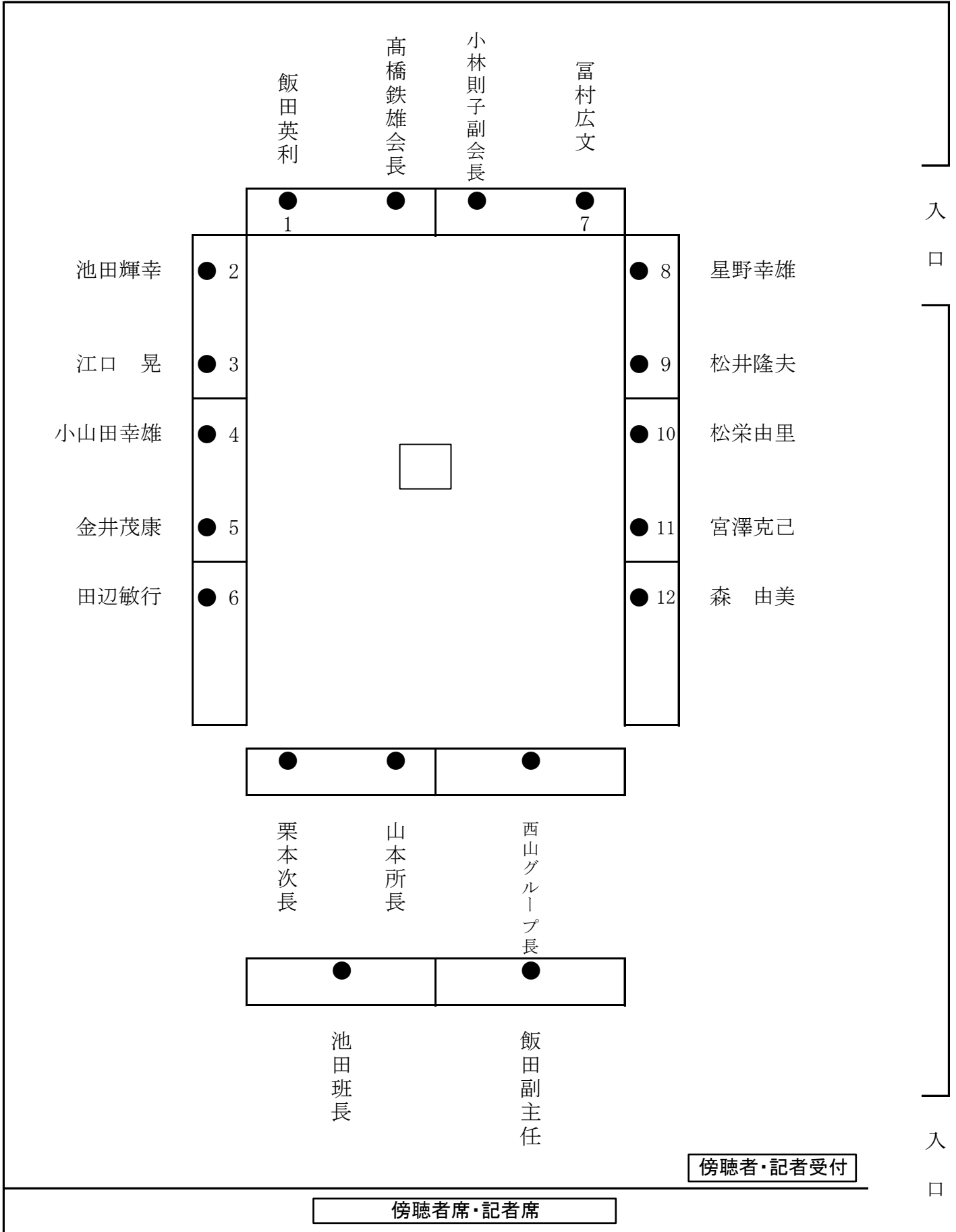
※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の 7 日前までに総合事務所に提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、総合事務所にご相談ください。

三和区 第5期 地域協議会委員席順

No.	氏名	フリガナ	郵便番号	住所	委員 経験	校区
会長	高橋 鉄雄	タカハシ テツオ	943-0313	上越市三和区今保94番地	○	上杉
副会長	小林 則子	コバヤシ ノリコ	942-0271	上越市三和区錦457番地1	○	美守
1	飯田 英利	イイダ ヒデトシ	943-0224	上越市三和区川浦541番地	○	里公
2	池田 輝幸	イケダ テルユキ	943-0226	上越市三和区日和町23番地		里公
3	江口 晃	エグチ アキラ	942-0266	上越市三和区越柳1236番地	○	美守
4	小山田 幸雄	オヤマダ ユキオ	942-0263	上越市三和区山腰新田49番地		美守
5	金井 茂康	カナイ シゲヤス	943-0232	上越市三和区水吉1597番地	○	里公
6	田辺 敏行	タナベ トシユキ	943-0316	上越市三和区井ノ口1671番地	○	上杉
7	富村 広文	トミムラ ヒロフミ	943-0226	上越市三和区日和町32番地		里公
8	星野 幸雄	ホシノ ユキオ	943-0228	上越市三和区神明町1290番地70	○	里公
9	松井 隆夫	マツイ タカオ	942-0267	上越市三和区沖柳865番地	○	美守
10	松栄 由里	マツエ ユリ	943-0311	上越市三和区島倉1793番地		上杉
11	宮澤 克己	ミヤザワ カツミ	942-0268	上越市三和区本郷924番地1		美守
12	森 由美	モリ ユミ	943-0225	上越市三和区野3237	○	里公

三和区地域協議会 会場図

三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール



別紙 3

三和区地域協議会だより発行に関する事項

1. 目的 地域協議会の審議の内容や活動の様子を住民の皆さんへお知らせする。
2. 名称 「三和区地域協議会だより」
3. 編集委員 編集委員は発行毎に委員3人の班編成で行う。
(会長を除き、席順の後ろから順次行う)
4. 発行日 年4回程度
(必要に応じ適宜発行することができる)
5. 編集
 - ・掲載内容は地域協議会（編集委員及び会長）と区総合事務所が協議のうえ決定し、発行する。
 - ・編集責任者は会長とする。
6. 仕様等
 - ・A4版の2頁（A4の両面）で縦組
(必要に応じて頁を増すことができる)
 - ・1色黒刷りとする。
 - ・コスモス（薄いピンク）

※班編成（編集委員）

班	委員名	席順	班	委員名	席順
1班	森 由美	12	3班	田辺 敏行	6
	宮澤 克己	11		金井 茂康	5
	松栄 由里	10		小山田幸雄	4
2班	松井 隆夫	9	4班	江口 晃	3
	星野 幸雄	8		池田 輝幸	2
	富村 広文	7		飯田 英利	1

(以降は、小林則子副会長から順次組みなおしを行う。)

別紙 4

諮問案件における書面審議の取扱い

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 書面審議の運営に関する事項

(1) 書面審議を実施する条件

委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない、または招集することが適当ではない場合で、当該案件について会議を招集して審議するいとまがない場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附帯意見の取扱いについては、意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。

3 書面審議の方法

- ・ 地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。

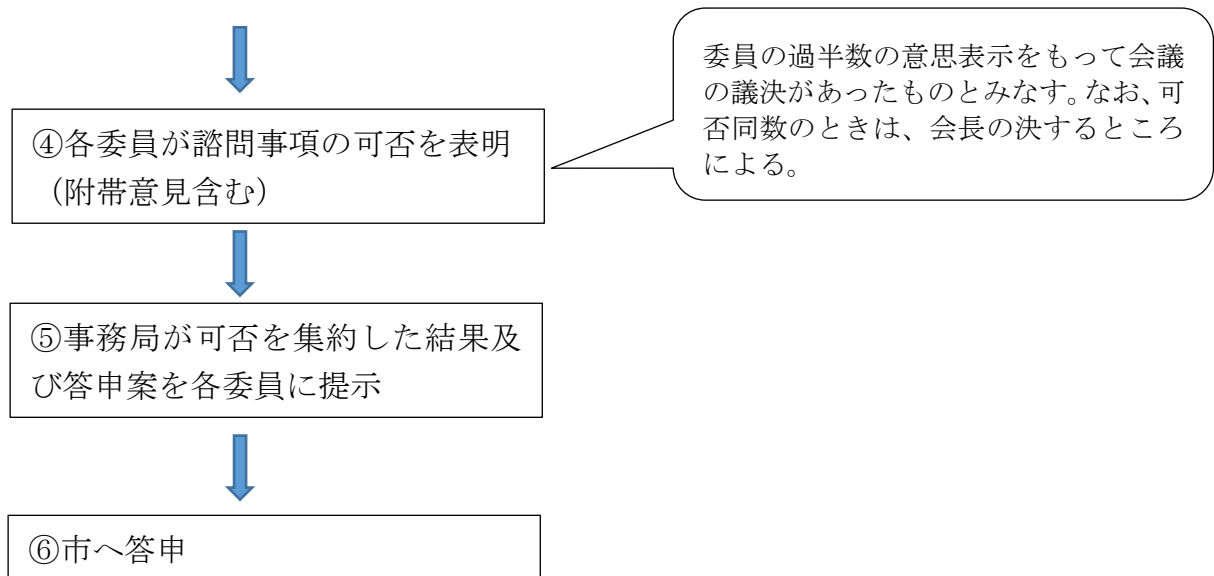
①諮問に関する資料を委員へ送付



②委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会



③各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有



4 その他

- ・このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。
- ・書面審議については、事前に意思決定を行う日を設定し、その日を会議開催日とみなして、通常と同様の事務手続きを行う。
- ・会議録については、書面で開催した旨、委員等と書面でやりとりをした内容や結論を記載し作成し、通常同様に公開する。

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

地域の課題について

項 目	地域の課題
交通網について	<ul style="list-style-type: none"> ・交通が不便であることは、中学生との意見交換会の際にも、「困っている事」として出された。 ・公共交通システムについて、ネットワークを広げてより多くの意見を聞き、ドア・ツー・ドア等できめ細かい運行、利用しやすいものにする必要がある。 (フリートーク、意見交換、勉強会を開催)
三和区における防災の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ○三和区全体の防災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の中で避難経路ができていない地区の対応 ・現状にあった避難所の在り方の検討 ○火災時の対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓の在り方（町内が管理しているのに消防団以外使用できない。弾力性のある取り扱いの検討） ・現状の決まりがあっても実際は使用することになる可能性が高い。 ・地域住民の不安解消
サロン事業について	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の集いの場、免許返納後の元気な高齢者の活動の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気がねなく参加でき、生きがいの持てる場所としてのサロンの開催（現在の「ひなた」とは別事業） ・開催のためのリーダーの育成
地域活性化のための人材育成について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の付き合いが希薄化し、地域のまとまりがなくなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・若者が地域行事に関心がないため、地域に入りやすい工夫が必要 ・地域をまとめる団体（既存の組織）がないため、団体の掘り出しを行うことが必要 ・区民が求めていること、人をまとめる人材を育成する。 ・町内会役員も含め、5年後、10年後を見据えてできるうちに三和区全体で考える。
情報収集、地域のPRについて	<ul style="list-style-type: none"> ○地域協議会としての取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会としても地域へ足を運び、情報を得る活動を行う。 ・地域協議会のPR、地域へのアドバイスをを行う。 ・地域活動支援事業の取り組みについても、大きい団体に偏る傾向がある。人材を育成するためにも積極的に地域に出てアピールすることが必要 ○情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの立ち上げ等のメディアを利用し、各種団体の活動報告等で三和をアピールする。(諏訪地区、保倉地区)

令和2年度 地域活動支援事業 審査結果一覧

資料No.4

No.	事業名	提案者 (団体)名	事業費 千円	市支払額 千円	基本審査項目			基本審査 項目との 適合性 審査結果	優先採択方針との適合性			優先採択 方針との 適合性 審査結果	共通審査基準審査項目					採択ライン 13点以上◎ 13点未満×	順位	支払額 の合計 千円	採択/不採択/その他	備 考		
					適合 ○	不適合 △	審査外 委員数		適合 ○	不適合 △	審査外 委員数		公益性 5点	必要性 5点	実現性 5点	参加性 5点	発展性 5点						各項目 の計 25点満点	
12	大間城文化財史跡保存事業	北代自治会	352	352	14	0	0	○	14	0	0	○	3.57	3.64	3.57	3.14	3.42	17.34	◎	1	352	採択	・現地を見て地元の人々の努力を感じたと同時に、三和にこんな場所があることを知った。もっと多くの人 が来られるように、本丸周辺も整備してほしい。 ・基礎をやり直しても山の斜面の性格上傾きはまた生じてしまうように思う。 ・歴史ある大間城を三和区の宝として、広く知っていただき、多くの方から訪れていただく。また、地域 の祭りで北代の集落の人々が集うために東屋修繕は必要だと思う。	
11	谷内池周辺環境整備事業	谷内池の松をいつまでも守る会	1,045	1,044	14	0	0	○	14	0	0	○	3.64	3.71	3.42	3.07	3.35	17.19	◎	2	1,396	採択	・中学生と地域の大人が共に汗を流して作業をし、地域の宝を守っていくという絆が一番素敵です。 ・現地を見て、松の木の周辺整備はよくわかる。ただ、整備範囲に外れている駐車場からの道、駐車 場から池が望めるように費用を上乗せしてでもやるべきではないか。	
3	新地域内交通「みんなの足」周知 事業	NPO法人三和区振興会	178	177	14	0	0	○	14	0	0	○	3.78	3.71	3.28	3.00	3.07	16.84	◎	3	1,573	採択	・今や70～80歳でもスマホが当たり前になっているため、冊子は紙だけではなく、PDF文書にて必要な 人がダウンロードしてもらえるようにしてほしい。 ・分かりやすく、手にとりやすい小冊子の作成をお願いします。 ・上越市のモデルとして成功できるよう頑張ってください。	
8	小・中学生が「三和を愛する心を 育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	460	460	12	0	2	○	12	0	2	○	3.58	3.50	3.41	3.00	3.33	16.82	◎	4	2,033	採択	・多くの事業が盛り込まれているが、事業の一貫として、地域活動支援事業を活用して行っていること を、参加する方に伝えていただくことも、小・中学生の意識を育てることになると思う。 ・同問題をいつまでやるのか。部落差別の根っこはその教育を受けたかではないと思う。続けること で根っこが消えない逆の思いを感じる。 ・今後このような事業は、地域主体ではなく、市の教育委員会から学校教育全体の取組として考えるべ き課題だと思う。	
6	里公小学校創立110周年記念プ ロの音楽に触れよう事業	里公小学校後援会	300	300	14	0	0	○	14	0	0	○	3.35	3.50	3.57	3.21	3.07	16.70	◎	5	2,333	採択	・三和の中でも里公小の子どもは金管を通じて音楽に対する意識が高い。本物にふれる体験は将来 にわたって心に残る宝物になるはずである。 ・110周年となっているが、100周年の時も何かやっている。これでは10年ごとになるのではないか。100 周年の次は、150周年でもよいのではないかと思う。	
1	三和の子どもたちの健やかな成 長を支援する事業	NPO法人 さんわスポーツクラブ	1,237	977	14	0	0	○	14	0	0	○	3.64	3.57	3.35	2.85	3.14	16.55	◎	6	3,310	採択	・今後の活動については、学校、行政と十分に協議をしてほしい。 ・企画立案には地元指導者の参加予定者も含めて多く指導者の育成と継続して活動できる体制づくり を要望する。 ・経費を多く使用しない工夫も必要。 ・さんわスポーツクラブでスポーツを行うメリットを示していけると、会員増加、部活動の理解もより広ま ると思う。	
4	さんわ桜の陣2021周知事業	さんわ桜の陣実行委員会	111	110	12	2	0	○	12	2	0	○	3.33	3.08	3.33	3.41	3.25	16.40	◎	7	3,420	採択	・来年春のポスター、チラシということで、何とか盛大に開催できるように応援している。地域全体でひと つになれよう願う。 ・工業団地の区画を示すもので、地域の祭りとする意味がない。桜で人を呼び込む点も新しさが無い。 ・補助金及び助成申請事業体の団体である(Q2-1)実施は次年度でもある。 ・振興会等と話し合いの必要を感じる。	
7	高齢者いきがい支援事業(ときめ き広場)	三和区老人クラブ連合会	618	615	14	0	0	○	14	0	0	○	3.35	3.35	3.35	3.14	2.85	16.04	◎	8	4,035	採択	・グラウンドゴルフを多めに活用し、健康と笑顔を生みだし、住民の絆づくりに役立てていただけたと思 う。	
2	古を学ぶ事業	三和まなびの会	66	65	14	0	0	○	14	0	0	○	3.50	3.28	3.28	2.92	3.00	15.98	◎	9	4,100	採択	・このような地道な活動を続けていくことが、人数は少なくても、確実な地域の担い手を生むのではない かと感じた。	
10	スポーツが大好きな子を育てる事 業	NPO法人 さんわスポーツクラブ	936	935	13	1	0	○	13	1	0	○	3.38	3.38	3.07	3.07	3.00	15.90	◎	10	5,035	採択	・子供たちにとってはとても魅力的だと思う。この事業を貴クラブでのスポーツ参加に繋げてほしい。 連れてくる親向けのメッセージもぜひ行ってください。 ・同事業の内容及びあり方(方法)を一部の関係者のみでなく、多くの意見を入れ、今少し工夫ができ なかったのか。 ・講演会の開催でスポーツを好きにならないと思う。	
5	歴史的資産の保全・保存事業	井ノ口町内会	595	595	13	1	0	○	13	1	0	○	3.07	3.07	3.23	2.53	3.00	14.90	◎	11	5,630	採択	・井ノ口に子どもたちが増えていることは素晴らしいことで、老若男女が歴史を共に学び、地域を大切 にする心が育まれるものと思う。 ・地元町内会が住民参加で整備すればよい。 ・年貢保管所が歴史的建造物とは思えない。ましてや支柱だけで公園のようにするための費用を考え ると別の使い道があると思う。 ・設置現場は、個人宅出入り道路、市道等三面が入り組んでおり、除雪面の作業を考慮の上、中央部 でなくとも景観を考えて実施してください	
9	神明町AED導入・安全・安心サ ポート事業	神明町町内会	308	300	13	0	1	○	13	0	1	○	3.00	2.84	3.07	2.53	2.61	14.05	◎	12	5,930	採択	・地域の見本となるような、AEDの活用を期待している。講習などから自分たちで地域を守るという意識 が生まれ、住民の安心感に繋げてほしい。 ・以前のLEDの導入同様、市に対しAEDに対する導入及び設置基準等の検討を要望すべき。その検討 結果により各町内会が判断すべきではないか。 ・町内会だけではなく三和区全体を考えるべきである。 ・AEDは必要であると思うが、良く訓練を受けた人でも扱う勇気があり、実際の場面で使えるか疑問も ある。AEDをとりに行く時間考えると使えない場合が多いように思う。	
合計			6,206	5,930																				

採択額の合計 5,930 千円 残額 70 千円